

## 令和6年度埼玉県がん登録審議会出席者名簿

### 〈委員〉

	所 属	氏 名	備 考
1	一般社団法人埼玉県医師会 常任理事	登坂 英明	
2	公立大学法人 埼玉県立大学 健康開発学科 教授	大木 いずみ	
3	埼玉弁護士会 弁護士	野崎 正	

(敬称略)

### 〈事務局〉

	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	埼玉県保健医療部疾病対策課	課長	鈴木 久美子	
2	〃	副課長	河野 貴久	
3	〃	主幹	田中 陽子	
4	〃	主査	大藤 俊介	
5	〃	主任	池谷 修太郎	

# 埼玉県がん登録審議会規則

平成30年3月31日  
規則第31号

(趣旨)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）第六条の規定に基づき、埼玉県がん登録審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員三人をもって組織する。

(委員)

第三条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- 一 がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者
- 二 個人情報保護に関する学識経験のある者

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第六条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第七条 審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第八条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員が署名し、又は記名押印しなければならない。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、保健医療部疾病対策課において処理する。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。